

土岐市地域クラブガイドライン

令和6年1月15日

1. クラブの目的

土岐市地域クラブは、従来の学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン（令和5年3月 岐阜県教育委員会 以下「岐阜県ガイドライン」という。）Ⅱ・Ⅲに準じ、生徒の健全育成を目指す。

2. 事務局について

(1) 土岐市地域クラブ事務局について

土岐市地域クラブは、事務局を土岐市役所内に置き、次の内容について相談、支援、連携等の業務にあたる。

- ①登録する各種クラブが継続できない状況になった場合、他クラブとの合併や複数クラブとの合同化等を相談、調整、支援する（「これまでの保護者クラブ等の各種スポーツクラブ、各種文化芸術クラブ」を以下「各種クラブ」という。）
- ②新たなクラブの設立に関する支援
- ③生徒に関わる生徒指導等の内容および施設、備品等について各中学校との連携
- ④地域の各スポーツ協会や連盟、社会教育団体等との連携や協力依頼
- ⑤登録する各種クラブの一覧等の作成と生徒への配布、広報活動
- ⑥土岐市の補助金に関する事務（補助金は各種クラブの備品整備、指導者への経費、運営に活用するものとする）

(2) 各種クラブ代表者と事務局による担当者会の実施

年に一度、事務局が主催する担当者会を実施し、中学生への適切な指導、怪我や事故防止、事務手続きについての説明会を持つ。各種クラブの代表者は必ず参加する。

(3) 指導者講習会の実施

スポーツ活動、文化芸術活動に関わる各種クラブ指導者、中学生保護者等を対象として講師を招いた講習会を実施する。クラブ指導者は必ず参加する。

3. 登録する各種クラブについて

(1) 登録する各種クラブについて

土岐市地域クラブには「中学生の各種スポーツクラブと各種文化芸術クラブ」が登録する。生徒の健全育成を目的とし、宗教活動、政治活動、営利、家族単位での登録等を目的としないクラブである。

(2) 登録する各種クラブ生徒および構成員体制について

土岐市地域クラブ内の各種クラブに登録する生徒は、土岐市立中学校に在籍している生徒とする。岐阜県内近隣市町の中学校に在籍している生徒も参加することができる。土岐市以外の生徒のみのクラブは登録が不可能となる。

登録する各種クラブの構成員については主に三つの体制で構成され、それぞれの体制を明示することとする。三つの体制とは、単独学校生徒による構成、市内複数学校生徒による構成、広域学校生徒による構成(市内、市外生徒を含む)である。

(3) 登録する各種クラブ代表者について

土岐市地域クラブ内の各種クラブに登録する生徒の保護者、または各種協会・連盟員、社会教育団体員、クラブ指導者のうちから各種クラブ代表者を置き、次の役割を担う。

- ①各種クラブの運営と管理の責任
- ②適切なクラブ会費の設定と管理
- ③活動場所の予約と調整
- ④教育的意義をふまえたクラブ活動の推進

(4) 登録する各種クラブ指導者について

- ①土岐市地域クラブ内の各種クラブ指導者は、岐阜県教育委員会が主催する「指導者講習会」を受講し、岐阜県スポーツ協会が発行した「指導者ライセンス」を取得するよう努める。「指導者ライセンス」を取得している者を各種クラブに1名以上確保する。また「公認スポーツ指導者資格」の取得に努める。国や県の上級指導者資格保持者はこの限りでない。
- ②土岐市地域クラブ内の各種クラブ指導者は、土岐市地域クラブ事務局に指導者登録された者とする。「土岐市地域クラブ登録申込書(様式1)」にて登録する。
- ③指導者の指導方法が「岐阜県ガイドラインⅡの[4]の(3)、具体的には参加者の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること、生徒との十分なコミュニケーションを図り、適切な休養、過度の練習の防止等の内容」から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す理由により登録を継続することが適当でないと認めるときは、登録を解くことができるものとする。その場合、各種クラブは新たな指導者を登録し、活動を続けることができる。

(5) 各種クラブの活動場所の予約業務、活動時間、指導および月会費の設定について

登録する各種クラブの活動場所については、それぞれの団体の代表者において施設の予約業務をする。その際、学校施設、公共施設については減免措置が適応される。

各種クラブの活動時間や指導においては、「岐阜県ガイドラインⅡの[3]の(1)、Ⅱの[4]の(3)、具体的には平日の1日の活動時間は長くとも2時間程度、休日1日の活動時間は半日以内、休養日は週あたり2日以上設ける等の内容」に準じた活動時間、指導法によるものとする。

月会費を設定して運営されることが想定されるが、月会費の額は保護者の大きな負担とならないようなるべく低く設定することが望ましい。

また入部にあたっては体験入部の期間を設定し、生徒が体験後に入部できるよう配慮する。

(6) 登録する各種クラブ生徒と指導者の事故及び怪我への対応について

土岐市地域クラブ内の各種クラブで活動する生徒及び代表者、指導者は、必ず自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。(「岐阜県ガイドラインⅡの[3]の(5)」による)

保険の費用は各種クラブで、あるいは個人で支払うこととする。

土岐市地域クラブ内の各種クラブ活動中に事故や怪我が発生した場合は、各種

クラブ代表及び各種クラブ会員が受傷者への対応を最優先するとともに、該当生徒の保護者へ早急に連絡をする。上記のような事案を想定し、クラブ活動は指導者を含めて大人が複数名存在した中で実施するようにする。

4. 土岐市立各中学校について

(1) 情報の提供

学校の定期テストの日時、中学校体育連盟の情報、法定伝染病の発生状況などの情報を提供し、各種クラブとの連携を図る。

(2) 各種クラブとの連携

生徒の状況等について、事務局および各指導者との連携を密にするよう努める。中学校体育連盟に係る指導および指導者との連携を図る。また市内各中学校は定期テストの期間をある程度同じ期間にするよう努める。

(3) 各種クラブへの協力と生徒の活動支援

事務局との連携のもと、各種クラブが体育館の施設や備品、運動場施設を使用することに協力するとともに、生徒の活動について支援に努める。

5. 土岐市地域クラブへの申し込みについて

(1) 登録申し込みについて

土岐市地域クラブへの登録を希望する各種クラブは、別に定める「土岐市地域クラブ登録申込書（様式1）」を事務局へ提出する。（市役所事務局へのメールまたは市役所事務局へ直接提出とする）

その後「土岐市地域クラブ登録メンバー表（様式2）」を提出する。（市役所事務局へのメールまたは市役所事務局へ直接提出とする）

補助金を希望しない団体はその旨を伝えることで所属のみの団体になることができる。

各種クラブの活動期間は1年間を原則とし、毎年度手続きをする。本クラブへの登録を取り消す場合は、「土岐市地域クラブ登録取消届（様式8）」を、また指導者、代表者が変更となった場合は「土岐市地域クラブ登録変更届（様式9）」を提出する。

(2) 各種クラブ規約、事業計画書と収支予算書、事業報告書、収支決算書、補助事業の活動内容がわかる印刷物、写真等について

今後補助金等の整備がなされた場合、各種クラブは「各種クラブ規約（様式3）」「事業計画書（様式4）」と「収支予算書（様式5）（領収書コピーも提出）」さらに実施後には「事業報告書（様式6）」「収支決算書（様式7）」「補助事業の活動内容がわかる印刷物、写真等について」を提出する。補助金等の内容については担当者会において説明をするものとする。（市役所事務局へのメールまたは市役所事務局へ直接提出とする）

6. その他

本ガイドラインは必要に応じて改定される。

- ・令和6年12月12日一部改定